

漢長安城未央宮三号建築遺址について

佐原康夫

はじめに

近年、漢長安城の未央宮内から相次いで大規模な建築遺跡が確認され、中国社会科学院考古研究所の漢城工作隊による発掘調査が行われている。このうち、一九八六年から翌年にかけて発掘された「未央宮第三号建築遺址」では、器物の名称や製造した工官を刻した骨片が、約五万点出土した。前漢王朝の中樞である未央宮からまとまった量の文字資料が発掘されたのは、初めてのことである。

筆者は一九八八年十月、たまたま日本秦漢史訪中団の一員として西安を訪問した際、発掘責任者である劉慶柱氏のご厚意によって、件の骨片を手にとって見る機会に恵まれた。以来発掘報告の公表を楽しみにしていたところ、『考古』一九八九年第一期にこの遺跡の発掘簡報が掲載された。^①大量の骨片のほとんどは現在なお

整理中^②で、二十点ほどのサンプルが紹介されたに過ぎないが、それでも遺跡と出土遺物に関する初歩的な検討は可能になった。五万点の骨片を含む完全な発掘報告も計画されているとはいえ、その出版には今後かなりの年月を要するだろう。座してそれを待つよりも、現在わかること、あるいはわからないことを整理しておくにしくはない。本稿は発掘簡報を批判的に検討しながら、遺跡と遺物について現段階で可能な限りの位置づけを試みることを目的とする。^③

ところで発掘簡報では、刻字を伴った骨片を「骨籤」、すなわち骨製のラベルと名付けて報告している。この命名が正しいかどうかは、骨片の形態と用途の検討を経て判断しなければならぬ。したがって、本稿ではこの遺物を取りあえず「骨片」と呼ぶことにする。では、まず発掘簡報の記述に沿って、建築遺跡から検討をはじめよう。

- ① 中国社会科学院考古研究所漢城工作隊「漢長安城未央宮三號建築遺址發掘簡報」(考古一九八九年第一期)。以後「簡報」と略称。
- ② 現在の整理状況については、靑山明「出土文字資料ノート——木簡・骨簽・瓦書」(古史春秋第六号 朋友書店 一九九〇)に報告されている。

- ③ この遺跡については『中國考古学年鑑 一九八七』(文物出版社 一九八八)にも概要が報告されているが、遺跡の性格についての評価は「簡報」と異なっている。

一 遺跡の概要

未央宮三號建築遺跡は、未央宮前殿の西(やや北より)に八八〇メートル、未央宮を囲む宮牆の西壁から東一〇五メートルに位置する。遺跡の南六・三メートルのところには、未央宮を東西に貫通する道路が走っている。建築遺跡は、耕土層・擾土層、大量の瓦や焼土を含む漢代文化層の三層からなる地層堆積の下から発見された(図1)。遺跡は東西一三四・七メートル、南北六五・五メートルの長方形で、排水渠を挟んで東西五七メートルの東院と東西七二・二メートルの西院に分かれ、それぞれ外壁に囲まれている。南側の外壁は現代の道路の下になっているため、部分的な発掘とボーリング調査が行われたが、この他は全面発掘された。排水渠は上部の幅三・二メートル、下部の幅一・三メートル、深さ〇・六メートルで北に流れ、北端は外壁の下を潜る暗渠になっ

ている。建築の外周は、南側以外の三面に散水坡がつけられ、また東側以外の三面と排水渠の両側には幅〇・九〜二・三メートルの廊道があった。廊道は磚で縁取られている。

建築の外壁は、地山から高さ一・二五〜一・七メートルの夯土台の上に版築され、東・西・北側の壁が厚さ一・五〜一・七メートル、南壁が厚さ二・七メートルある。排水渠を挟んで東西院を仕切る壁も厚さ一・五メートルほど。これら各壁の裏表対称の位置に角柱を埋め込んだ跡がある。北壁の西端付近と南壁の両端付近には外側に向けて張り出し壁もついている。門は四個所が確認された。西院の東南端には南向きに幅三・五メートルの門があり、東院の東北端には北向きに幅一・一メートルの門があって、外側に門房や井戸がある。また排水渠の南端両側に、幅一・二メートルほどの門が向かい合っている。さらに、未調査だが東院の東南端にも門があった可能性がある。

東西の院内には、外壁の一部を利用して二列の土壁の建物があり、東院では六部屋、西院では七部屋を数える。東院のF7と西院のF8は門房である。建物の壁は厚さ一・五メートルほどで、やはり両側に柱を埋め込んである。柱の間隔は総体に西院の方が密である。各部屋には南向きに幅二・一〜二・四メートルの出入口が設けられている。ただし東院のF3とF6は南北二個所に出

入り口がある。また各院の南側の列の建物の北側には、梯子の土台が築かれており、この列の建物が平屋でなかったことがわかる。

二列の建物と外壁に囲まれた中庭のような空間には、「天井」と呼ばれる排水用プールが五箇所あり、うち三個所から西向きに排水管が出ている。「天井」の周囲には柱の礎石が並び、回廊があったことを示している。また西院の四号天井の東西両側に回廊とは異なる礎石の列があり、二棟の木造建築も存在したことが知られる。なお、東院のF6の東よりに焼失した木製の仕切壁があり、遺跡全体から赤く変色した焼土が出ていることから、この遺跡は火災にあって放棄されたものであると推測されている。

次に出土遺物を整理しよう。「簡報」では、出土遺物の報告は簡単に、出土位置の記述もほとんどない。まず建築材料からあげると、大量の磚と板瓦・筒瓦、瓦当が出土している。建物全体が瓦葺きだったと考えられる。瓦当は雲文のものが多く、「長生無極」「長樂未央」「千秋万歳」といった文字瓦当も見られる。

次に農工器具類について見ると、鉄製の鏃・鉞(各二点)、鏃(一点)といった農具類、また鑿・斧・鋳、刀子や刷毛などの器具類も出ている。生活用具としては、陶製の灯・碗・盤・盆・甌、石臼の断片もある。このほか、鏡の破片や帶鉤、半両・五銖・王莽錢のような青銅製品が若干見られる。これらの生活遺物は、遺跡

の面積の割合に非常に少なく、時代も前漢代から王莽時代までに限られている。なお、ここからは五銖錢殘籠が出土しているが、遺跡の状況から明らかなように、ここで鑄造が行われたとは考えられない。後の時代に混入したのではないだろうか^①。

生活遺物と比べて、武器類はかなりの数に上る。まずトの字型の鉄製戟が二点、東院F3の北側門外から出ている。火災の際、門衛が放り出して逃げたのかもしれない。このほかは出土位置の報告がないが、弩機の完形品が二点、一点は青銅製で各部品に「南陽工官第……」といった製造番号が刻され、一点は鉄製で一回り大きい。鉄製の弩機の完形品の出土は極めて珍しく、形態や部品の材質などの詳細な報告が望まれる^②。また青銅製、鉄製の鏃が多種類出土している。さらに陶製の弾丸が多数出土した点が注目される。直径一・五×五センチメートルと種類も豊富である。これらは竹の弦を張った弓で飛ばし、鳥などを打ち落とす、パチンコのような狩猟用具で、当時一般的に使われていたものである^③。このほか、甲冑の断片や、珍しいところでは漆藜と呼ばれる防衛兵器もある。

最後に、「骨籤」と名付けて報告された骨片五万点があげられる。これも出土位置の詳細な報告がないが、大部分が建物の房内、特に壁際にあたる部分から発見され、一部は火災で焼け落ちた瓦

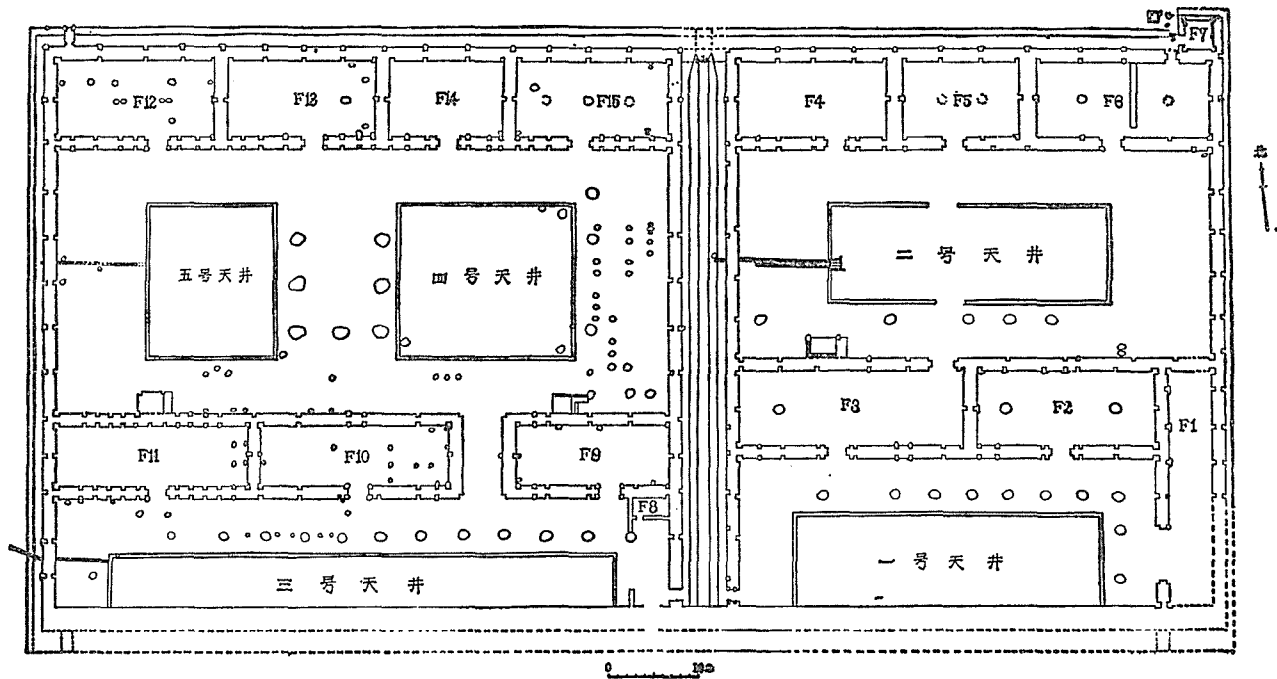


图1 未央宮第三号建築遺址平面图

や壁土と混在して焼結していたという。火災の激しさを物語る事実である。

以上の遺跡の概要から、この建築の性格をひとまずまとめておこう。一見して明らかのように、この建築は非常に閉鎖的な構造になっている。門は西院東南端の一個所が幅三・五メートルと広めであるが、この門は、入るとすぐに門番が見張る回廊にぶつかるとなっている。このほかの門は、いずれも幅が一メートル強、すなわち成人が一人ずつ出入りできるだけの広さしかない。

当時の官衙や宮殿が、壮大な門闕を通して内部の中庭に出るようになっていたことと比較すると、この建築は官衙や宮殿とは異質であることが理解されよう。

さらに、この遺跡の二列の土壁の建物は、壁の厚さが正味一・五メートルと、極めて分厚いことが指摘できる。咸陽の宮殿建築や漢長安城南郊の礼制建築^⑤のように、かなりの高さを持ったモニュメンタルな建物でも、壁の厚さはこれほどではない。また、この建築は東西二つのブロックに分れ、それぞれの内部に、長屋状に大きな部屋を区切った、細長い建物が平行に配置されている。このような建築配置は、未央宮の東側で発見された「武庫」と共通している^⑥。もちろん「武庫」の方がはるかに大規模ではあるが、これらの点を考慮すると、この建築は一種の倉庫建築ではないか

と思われる。生活遺物の少なきも、これを傍証するかもしれない。おそらく土壁の倉庫を回廊でつなぎ、西院の中心部に木造の管理棟が見張り櫓を設けた結果、容易に通り返けることのできない複雑な建築群が形成されたのだろう。

以上の検討によって、未央宮三号建築遺跡が倉庫であり、出土した大量の骨片もここに収蔵された物品と密接な関係を持っていると予測することができた。これを踏まえて、次に骨片自体の検討に移りたい。

① 漢長安城における錢範の出土状況を簡単にあげる。城内西北部、東西市に比定される相家巷付近では大丘の前漢後期の五銖錢範が出土する。また城壁西南南端の門である章城門外にあたる好漢廟付近、さらに未央宮内の北部、石渠閣の跡とされる地点でも王莽錢範が出土したことがある。少し古いデータだが、陳直「石渠閣王莽錢の背面範」(考古通訊一九五五年二期)参照。

② 鉄製の弩機の技術的位置づけについては、拙稿「漢代の製鉄技術について」(古史春秋第六号 朋友書店 一九九〇)参照。

③ このような弾丸を発射する弓を「彈弓」という。『說苑』善說篇に「彈之狀如弓、而以竹為弦」とある。また『漢書』卷八宣帝紀、元康三年に「夏六月詔曰、……其令三輔、毋得以春夏燠異探卵、彈射飛鳥、具為令。」とあり、彈弓が小型鳥類の狩猟用具として広く使われていたことがわかる。吉田光邦「弓と弩」(東洋史研究一二卷三号 一九五三。のち同氏『中国科学技術史論集』所収 日本放送出版協会 一九七二)参照。

④ 当時の宮殿や官衙の建築については、拙稿「漢代の官衙と風吏につ

いて」（東方学報京都第六一冊 一九八九）参照。

- ⑤ 秦都咸陽考古工作站「秦都咸陽第一号宮殿建築遺址簡報」（文物一九七六年二期）、陶復「秦咸陽宮第一号遺址復原問題的初步探討」（同）、唐金裕「西安西郊漢代建築遺址發掘報告」（考古學報一九五九年二期）参照。

⑥ 中国社会科学院考古研究所漢城工作隊「漢長安城武庫遺址發掘的初步收獲」（考古一九七八年四期）参照。

二 骨片の形態と用途

未央宮三号建築遺址で出土した大量の骨片は、独特の形態を持っている。簡報に紹介された骨片の写真一六点のうち、完形品と見られるものは五点、残り一一点は途中で折れたものである。いま、そのうち二点の写真を図2として掲げる。

骨片は動物の骨の先端部（動物の種類と骨の部位は不明）を加工して作られ、長さは概ね五・八〜七・二センチメートル、幅二・一〜三・二センチメートル、厚さ〇・二〜〇・四センチメートル前後。背面は平面で、正面が中高の曲面になっており、その上部の長さ三・五〜四センチメートル、幅一・五〜二センチメートルほどが平面に磨かれて文字が刻されている。刻字部分の下には半円形の窪みがあり、その下端が上端より横に張り出している。窪みの上の部分も、緩やかに内湾した浅いへこみになっている。また骨片上端は、窪みのある側の角を丸く落としてあるものが多

い。ただし図2-1は上端が欠損しているのか、これが本来の形なのかわからない。骨片には、このような半円形の窪みが右側にあるものと、左側にあるものの二種類があり、それに応じて刻字の内容も異なる。前者には物品の名称や規格、番号が一行に刻され、後者には器物を製造した工官の官吏名や年代が刻されている。図2-1が前者の例、2が後者の例である。

簡報はこのような骨片を「骨籤」と名付け、二種類を背中合わせにして、窪みの部分を紐でくくって用いたと解釈している。しかしこれが木簡と同様の書写材料だとすると、なぜこのような形なのか、なぜ二枚一組で使われたのか、またなぜ骨で作られたのか、といった疑問が湧いてくる。したがって、刻字内容を検討する前に、まずこの骨片の用途を改めて考えてみる必要がある。

このような形態の骨角製品は、「𠄎」、すなわち弓の両端で弦をかける「ゆはず」の部分にしばしば見られる。弦をかける窪みは「𠄎」という^①。「𠄎」の遺物は、各地の戦国から漢代の墓や遺跡で出土している。長沙五里牌四〇六号戦国墓では、竹製の弓に装着された図4-1のような角製の𠄎が発見された。𠄎は長さ五センチメートル、二枚で両側から弓の先端を挟んで固定されていたという^②。𠄎の下端部が横に張り出し、同じ側の𠄎の上端部が丸くなっている点は、未央宮出土の骨片と極めてよく似ている。

またその大きさとともに、二枚一組で使用されていることも、共通点としてあげられてよい。

河北易県燕下都二二号遺址は、馬や牛の骨を加工する骨器製造廠の跡と考えられているが、ここからも骨製の弭が出土している(図4-2・3)。2は長さ五センチメートル弱、3は小振りで長さ三センチメートル強で、ともに骨の先端部をキャップ状に切り

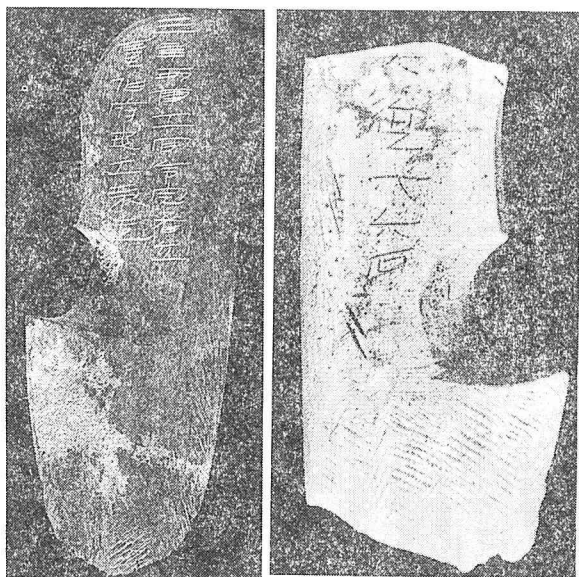


図2 未央宮第三号建築遺址出土の骨片(拡大)

取り、疆の部分削り込んである。疆の上は内湾したへこみになり、その上端部に丸みをつけている。板状とキャップ状の違いはあれ、側視形は長沙五里牌の弭、また未央宮の骨片と共通する要素を持っている。さらに2の弭は、文字は判読しにくい、二行にわたる刻字を伴っており、弭の刻銘の貴重な前例となっている。

一九七八年秋、山東淄博市にある、戦国から漢代の臨淄故城の西南郊外で、前漢初期の斉王の墓と考えられる大型墳墓が発見された。墓道の両側に五個所の随葬器物坑があり、そのうち第三号坑には弓・弩・鏃など武器類が大量に収められていた。七一点にのぼる大小様々な弓のうち、二点の両端に弭が残っていた。図4-4は青銅製のキャップ状の弭で、長さ四・三、幅二・四センチ

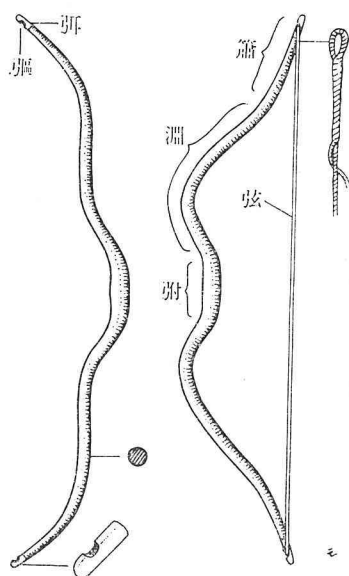


図3 弓の各部名称図

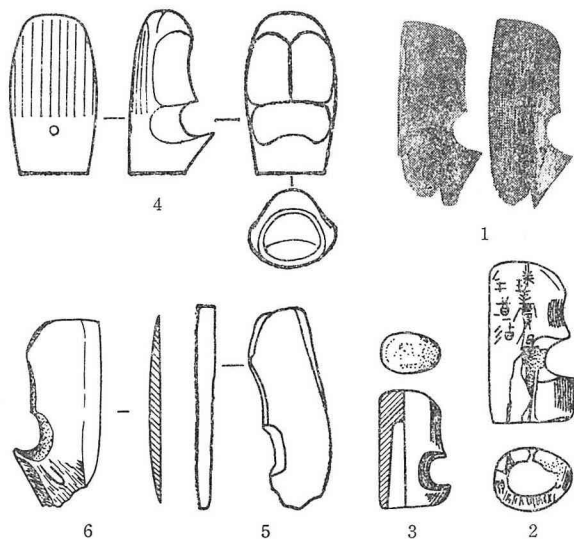


図4 戦国—漢代の弭（×1/2）

- 1：長沙五里牌406号墓出土 2・3：燕下都22号遺址出土
4・5：齊王墓隨葬器物坑出土 6：始皇陵1号兵馬俑坑出土

メートル。形態・大きさともに燕下都の骨製の弭に似ている。図4—5は骨製板状の弭で、長さ五・三、幅一・七、厚さ〇・五センチメートル。疆の部分がやや浅いが、形も大きさも前述の例と共通する。ただしこの弭は弓の両端にそれぞれ一枚ずつはめ込まれており、二枚一組になった長沙五里牌の弭と使用法が異なる。これは弓の種類や強さによる違いではないだろうか。

ところで、有名な秦始皇陵一号兵馬俑坑では、戦車を引く馬傭の前脚や首の前から、図4—6のような骨片が十一出土している^⑥。大きさは長さ四・七、幅二・〇九、厚さ〇・六五センチメートルで、背中合わせに二枚一組で使われたようである。形・大きさともに前述の弭に似ているが、先端部分が刃のように薄くなっている点が異なり、弓と組み合わされてもいない。出土位置からいって、馬具に関係があると考えたほうがよい。『詩経』小雅采芣「象弭魚服」の句の毛伝に「象弭は弓の反末なり。紵を解く所以なり」、すなわち弭は「ゆはず」であるとともに、轡などの結び目やもつれを解くためにも用いる、という^⑦。弭には車馬用の工具としての使用法もあったことになる。兵馬俑坑の出土品を見ると、弭の疆にあたる部分の下端が鉤状になっており、ここを馬具の皮紐の結び目などに引っ掛けて使うことができそうである。しかしその形態は、弓の部品としての弭から十分に分化しておらず、二枚背中合わせにされている点も共通する。このような使用法を含めて考えれば、これも弭の一種であるとしてよいだろう。

以上によって、戦国から漢代の弭の特徴が明らかになった。弭の素材には青銅と骨角の二種類があり、形態にはキャップ状と板状の二種類があるが、その大きさと疆を中心とした部分の作りは共通している。骨角製の板状の弭は、二枚一組で弓の先端を挟み

込む形式のものと、一枚だけをはめ込む形式のものがある。さらに弾には馬具としての副次的な使用方法もあったことが確認できる。未央宮出土の骨片は、形態的な特徴がこのような弾と基本的に共通しており、これも弾であると考えるのが妥当である。実際に弓に装着されていたとすれば、弓の両端に背中合わせに二枚ずつ、都合四枚が一セットとして使われたに違いない。また未央宮出土の弾はしばしば疆のあたりで破断しているが、疆の部分には弦の強い張力が加わるから、この部分が壊れやすいのは当然である。

未央宮の弾は実際に使用されたものであるだけでなく、大量の廃品も混じっているかもしれない。もちろんこれは出土状態の詳細が判明してから判断すべき問題だが。

未央宮出土の骨片は、書写材料として加工されたものではなく、弾としての実用的な用途を持った骨器である。これを「骨籤」と呼ぶのは誤りであり、正しくは「弾」あるいは「骨弾」と呼ぶべきである。したがってそこに刻された文字は、書類や帳簿、ラベルなどの記載事項ではなく、弓類の本体に直接彫り込まれた銘文そのものだと考えなければならぬ。必然的に、これらが出土した倉庫建築も弓矢の類と関係が深いことが予想される。このことを踏まえて、次にいよいよ刻字の内容の分析に移ろう。

① 『爾雅』釈器に「弓有縁者謂之弓、無縁者謂之彈」とあり、疏に引

く孫炎の説に「縁謂織束而漆之。彈謂不以織束、骨飾兩頭者也」という。弾には、弓全体を指す場合と、特に骨製の「ゆはず」を指す場合とがあった。『儀礼』既夕礼には「弓矢之新沽功、有彈飾焉（鄭注、弓無縁者謂之彈、彈以骨角為飾、亦張可也）（同、亦使可張）、すなわち故人の弓に弾を取付けて、また張ることができるようにしておく」とある。弾が弓に弦を張るために必須の部品であることがわかる。このほか、弓の各部分の構造と名称については、林巳奈夫『中国殷周時代の武器』（京都大学人文科学研究所 一九七二）二四四～二四六頁に詳しい。

② 中国科学院考古研究所『長沙発掘報告』（科学出版社 一九五七）五九～六〇頁、また『中国殷周時代の武器』二八七頁参照。

③ 河北省文化局文物工作队「燕下部第二号遗址発掘報告」（考古一九六五年一期）、『中国殷周時代の武器』二九一頁参照。

④ 図にはあげなかったが、この遺跡からはもう一点、「□北宮」という刻字を伴った「骨蓋弓帽」も出土している。しかしその形態は弾とは少し異なっており、違うものの部品ではないかと思われる。

⑤ 山東省淄博市博物館「西漢齊王墓隨葬器物坑」（考古学報一九八五年二期）参照。

⑥ 陕西省考古研究所・始皇陵秦俑考古発掘隊「秦始皇陵兵馬俑坑一号坑発掘報告 一九七四—一九八四」（文物出版社 一九八八）二四三頁参照。

⑦ 『詩経』小雅采芣「象弭魚服」毛伝「象弭、弓反末也。所以解紃也。」鄭箋「彈、弓反末也。以象骨為之、以助御者解紃、宜滑也。」『說文解字』一二下「彈、弓無縁、可以解紃者。」

三 刻字内容の検討

未央宮三号建築遺跡出土の骨碑には、疆が右側にあるものと左側にあるものの二種類があり、刻字の内容もこれに応じて大まかに二種類に分れる。いま仮に前者をⅠ類、後者をⅡ類と呼ぶことにしよう。簡報には、この二種類合わせて二〇点（うち図版のあるもの一六点）が紹介されている。以下、一点ずつ検討していく。釈文は基本的には簡報に従うが、図版を検討して改めた箇所もある。

Ⅰ類の刻字は、その内容からさらにⅠaとⅠbの二種類に分けることができる。Ⅰaは以下に示すように、物品の名称や規格を記している。

- 1 乘輿御弋六石（簡報図版七―5）
 - 2 大御弋六石（同図版六―4、本稿図2―1）
 - 3 大黃力廿石（簡報図なし）
 - 4 力八石（同）
 - 5 射三百五十四歩（同）
 - 6 服六石（簡報図4右）
- 1には「乘輿御弋」と記され、これが天子の御物の弋であること^①を示している。2も同様な弋だろう。「六石」は弓の強さ。漢代の

一石を約三〇キログラムとして、一八〇キログラム相当の力に耐えられる性能を表す。3の「大黃」は大型の弩の名称として、敦煌や居延の漢簡、『史記』李將軍列伝にも見える。ただし居延漢簡に現れる「大黃」の弩の強さは十石（約三百キログラム相当）であり、3の「力廿石」はさらにその倍、非常に強い弩である。ちなみに居延で実戦配備された弩は、普通は力一石から八石まで、中でも六石のものが多かったようである。従って4の「力八石」は、やや強い弓か弩ということになる。5の「射……歩」は、弓や弩の射程距離を表す。居延漢簡の事例では、五石の弩で射程一^②二〇歩（約一六五メートル）、六石の弩で一八五歩（約二五〇メートル）という数値が知られる。^④5に記される「三五四歩」という距離は、五石の弩の三倍、六石の弩の二倍に近く、やはり恐ろしく強い弓弩だったことになる。6には「服六石」とあるが、居延漢簡で「服」は「えびら」を指す言葉として用いられる。^⑤しかし「六石」は弓弩の強さを示すと考えられるから、この「服」は何か別の言葉の省略だと思われる。

このように、Ⅰa類の刻字内容は、いずれも弓や弩、弋の名称と強さの規格を記すものである。前章で紹介した弭の事例は弓に限られていたが、骨製の疆が弩や弋にも用いられたことがわかる。ただしこの遺跡では弩機が少数しか出土していないから、弩の骨

弭は相対的に少ないかもしれない。弓弩の種類や強さによって、弭の大きさや形態に違いがないかどうか、今後の検討課題となろう。またこの遺跡の倉庫に極端に強い弓弩が収められたことは、遺跡全体の性格とも関係する興味深い事実である。

続いてⅠb類の刻字を検討しよう。Ⅰb類はすべて番号が記されている。

- 1 甲四千七百卅二 (簡報図4左)
 - 2 乙六百七十九 (同、図版七—4)
 - 3 丙一千三百卅六 (同、図5左)
 - 4 丁二千三百卅 (簡報図なし)
 - 5 丁四千廿七 (簡報図5右)
 - 6 戊百廿四 (同、図版六—6)
 - 7 第二百七十五 (同、図版六—5)
- 番号のつけかたには、十干と数字の組み合わせと、「第……」という数字だけのものが見られる。これが何を意味するかは、後で改めて考えてみたい。

Ⅱ類に属する刻記は、弓類を製造した工官に関するものである。

- 1 三年、河南工官令定、丞立、ノ広、作府琰、工策造
(簡報図版六—2、本稿図2—2。ノは行の変わる個所を示す)

- 2 五年、河南工官令定、丞広、ノ□、作府充、工尹造 (同、図版六—3)
- 3 六年、河南工官令定、丞緩、ノ広、奮夫武、工元造 (同、図版七—2)
- 4 大始元年、河南工官令曾子ノ醉、丞斐・猜、作府佐喜、ノ工堯・館・充・甘造 (同、図版七—3)
- 5 始元二年、潁川工官令広、丞成、護ノ工充、令史成、作府伏・寛・尤、ノ工柱・工偲造 (同、図版七—1)
- 6 始元五年、潁川工官護工卒史ノ春、令□、丞福、掾ノ広、作府奮夫陵・友、工ノ審実・工茂・工石造 (同、図版六—1)
- 7 元鳳元年、河南工官守令著、丞ノ千秋、護工卒史安世、作府奮夫ノ相、佐宛、守工充・楽・陽、工爰造 (同、図版七—6)

まず冒頭には年代が記されるが、年号を記すものと記さないものがある。年号は武帝の半ば以後に制度化されたが、改元当初から年号が定められたのは元封年間(前一一〇—一〇五)からである。したがってⅡ類の中で年号のないものは武帝の半ば以前と考えられるが、現段階では細かい編年は不可能である。実年代の判明するものの中で最も古いのは4の「大始元年」^⑦、すなわち武

帝の太始元年（前九六）のものである。以下5・6・7は昭帝時代ののもので、それぞれ前八五年、前八二年、前八〇年にあたる。簡報によれば、刻記に現れる年号は前漢末までに限定され、王莽時代の例は見当たらないという。

次に記されるのは、工官の官吏名。1と4と7は河南工官のもの、5・6は潁川工官のものである。『漢書』地理志によれば、工官はこの二郡を含む八郡に置かれていた。^⑧河南工官・潁川工官とも、最初に書かれるのが工官の令・丞の名である（6は例外）。1と3では、丞が二名連記になっている。この時代、官衙の規模によっては複数の丞が置かれることもあったから、これは必ずしも不思議ではない。令丞の下には、「作府某」あるいは「作府畜夫某」「作府佐某」といった人名が記されることが多い。「作府」は恐らく工官の生産現場の管理機構で、畜夫・佐といった斗食クラスの役人がその監督にあたったのだらう。^⑨3には「作府」の刻記がないが、「畜夫式」がそのような現場監督だと考えられる。その下で実際に弓類を製造した工人が、最後に記される「工某」や「守工某」である。工人は一人の場合もあれば、数人の場合もあるが、それは製造した弓の種類によって異なるのかもしれない。年代の古い1と4の例では、刻記される人名はこの三クラスに限られるが、やや新しい5と7では、令丞と「作府」の間に「護工

卒史」が入ったり、さらに「令史」（5）「掾」（6）が加わる場合もある。周知のように、このような刻記は同時代の蜀郡工官製造の漆器銘にも見られる。^⑩

このようなI a b、IIの三種類の刻記は、互いにどのような関係にあるだろうか。戦国時代と異なり、前漢代の武器の銘文の事例は非常に少ないので、同時代に地方から献上された青銅容器類の刻銘と比較して考えてみよう。一九六一年、漢長安城の西南城外にあたる西安三橋鎮高窰村から、前漢の上林苑所蔵の青銅容器が二三点出土した。^⑪その中には、地方から献上されたり、地方の離宮から移管されたことを明記したものがあつた。例えば

① 昆陽乘輿銅鼎一、有蓋、容十斗、并重六十六斤、三年、陽翟守令當時、守丞千秋、佐樂、工国造（11号鼎）

は武帝の半ば以前の年代で、潁川郡昆陽県から「乘輿」の器物として献上される鼎を、陽翟県の官吏が製造したことを示している。また

② 上林宣曲宮、初元二年受東郡「白馬宣房觀鼎、容五斗、重十九斤六兩、神爵三年、卒史舍人、工光造、第十五第五百一十一（器身別刻）上林第九（蓋別刻）（14号鼎）

からは、神爵三年（前五九）に東郡の官吏と工人によって作られた銅器が、郡内の離宮に納められ、のち元帝の初元二年（前四七）

に上林苑に移管されることがわかる。」をつけた所より下が製造時の刻記、それより上は移管の時点で加えられた刻記である。

③ 泰山宮鼎、容一石、具蓋、并重六十二斤二両、甘露三年、

王意造、第百一十六

(器身)

第廿六(蓋、朱書)

(12号鼎)

も同様に、泰山郡の工人によって甘露三年(前五二)に製造され、離宮に納められた鼎が、上林に移管されたものだろう。

このように、地方郡県レベルの官営工房では、製品に同じ形式の刻記を施しており、その記載事項は、器種と重量・容量などの規格、製造年と製造者、製造番号にまとめることができる。さらに器物の納品先では、別に整理番号を記すこともあった。これを未央宮の骨弭と比較してみると、I a の刻記が青銅器銘の器種と規格の部分に、II が製造年代と製造者の部分に対応している。I b の番号は、製造元の工官でつけられた製造番号か、あるいは納品先であるこの倉庫建築での整理番号であると考えられる。したがって骨弭の刻記は、上述の三種類がそろってようやく、器物の刻記として首尾整ったものに近づくことがわかる。また逆にこの

事實は、これらの刻記が弓の個々の部品に関するものではなく、完成した弓全体に関するものであることを証明している。前章で述べたように、これらの骨弭は弓の両端に裏表一組ずつ、計四点

をセットとして使用されたものである。この倉庫建築に納められた弓類の弭の部分には、製造データや整理番号といった必要事項が、最低三個所の決まった場所に刻記されていたこととなる。^⑫骨弭が倉庫の壁際の部分から多く出土したことは、これらの弭をつけた弓類が壁につけられたラックに掛かっていたことを示している。

しかし、この遺跡は火災で焼け落ちており、その際に弓類の木質部も焼失したと考えられるから、骨弭の本来の組み合わせを復原することは非常に困難だろう。しかも破損して交換された廃品も混じっているとすればなおさらである。I 類の刻記からは製造した工官と年代がわからず、II 類の刻記からは、各地の工官で作られた器物が弓類だということとはわからない、といった事態はある程度覚悟しておかねばなるまい。一点、ごとの出土状態の把握が今後の整理の鍵である。

以上、建築の性格と骨片の用途、刻記の内容をそれぞれ分析してきた。最後にこれらを総合して、この遺跡が何であるのかという問題について、初歩的な考察を試みたい。

① 『独断』卷上「漢天子、……車馬衣服器械百物曰乘輿。……乘輿出於律。律曰、敢盜乘輿服御物。謂天子所服食者也。……」

② 一石の重さについては、国家計量総局編『中国古代度量衡図集』(文物出版社 一九八一)参照。また本稿第一章注④吉田光邦論文参照。

⑧ 居延漢簡、A 8 破城子出土の守御器簿に

大黃力十石弩一、右深強一分、負一算
甲渠候部 八石具弩一、右弭去、負一算
六石具弩一、空上蠶、負一算
六石具弩一、衣不上、負一算
(下段略)

(五二・一七八二・一五 勞一九〇)

また A 33 地湾出土簡にも「石大黃具弩十四」(四三三・二 勞八)の例がある。『史記』卷一〇九李將軍列伝には「而(李)広自身以大黃(集解、韋昭曰、角弩色黃而体大也)、射其裨將、殺殺人、胡虜益解。」とある。勞幹『居延漢簡考証』邊塞制度、兵器の条参照。

④ 官第一六石具弩、今力四石卅斤、射百八十五步、完

(A 33 地湾、三六・一〇 勞三四)

⑤ 五石具弩、射百廿步

(A 33 地湾、五一〇・二六 勞七一)

⑥ 『史記』卷二八封禪書「其後三年、有司言、元宜以天瑞命、不宜以一二數。一元曰建、二元以長星曰光、三元以郊得一角獸曰絜云。」この条の会注考証に語説がまとめられている。

⑦ 簡報は「元始元年」と釈読するが、「元」字は上下で明らかに異なる。河内郡(殷輿)・河南郡(泉源不明)・潁川郡(陽翟)・南陽郡(宛東)・濟南郡(東平陵)・泰山郡(奉高)・広漢郡(雒陽)・蜀郡(成都)

⑧ 伝世の雁足燈銘に「元康元年、考工丁賢友繕、作府畜夫建・護万年・般長當時主、令長平・右丞義省、重一斤十三兩」という例がある

⑨ 『貞松堂集古遺文』卷一三。工官の「作府」は、ここに見える考工の「作府」と同様の機構かもしれない。

⑩ 梅原未治『支那漢代紀年銘器圖説』(桑名文皇堂 一九四三)、佐藤武敏『中国古代工業史の研究』(吉川弘文館 一九六二)第四章参照。

⑪ 西安市文物管理委员会「西安三橋鎮高密村出土的西漢銅器群」(考古一九六三年二期)、陳直「古器物文字叢考」(同)、黃展岳「西安三橋高密村西漢銅器群銘文補釈」(同一九六三年四期)参照。

⑫ ただし今後の整理によっては、Ⅱ類の刻記にも二種類出てくる可能性は排除できない。また骨弭に刻字のないものがどの程度あったかも問題となろう。

おわりに——所属機関の推定

未央宮三号建築遺跡は、前述のように火災で焼けた倉庫建築の跡であった。ここから鏃や弾丸とともに、弓・弩・弋の類に着けられる弭が大量に出土したのだが、これらは「乗輿」、すなわち天子の御物として各地の工官で製造され、上納されたものだったと見られる。この中で弋は、鳥類(特に群れをなす大型の水鳥)の狩猟に用いられるもので、对人殺傷用の兵器ではない。またこの遺跡では、弓類以外の武器はほとんど見当たらない。これらの事實は、この建築が未央宮内で天子の狩猟用弓矢の類を専門に収蔵した武器庫だったことを物語る。ではこの武器庫はどのような機構に属していたのだろうか。

一つの候補としてあげられるのが、「左弋」あるいは「炊飛」と呼ばれる機構である。『漢書』百官公卿表上によれば、少府の属官に「左弋」という官名が見え、武帝の太初元年(前一〇四)に

「伏飛」と改名されている。「伏飛」は「弋射を掌」り、九丞西尉が置かれた。^②丞が九人というのは他に例がなく、少府の属官で尉が置かれたのもここだけである。おそらくここには軍隊式に編成された弓矢の専門家多数が属し、尉に率いられていたのだろう。

『漢旧儀』には、伏飛は弋射によって毎度水鳥一万頭以上を捕獲し、太官を通じて、「祭祀・置酒に給」した、^③とある。また伏飛は狩猟用の池田も管理していた。^④班固「西都賦」には、このような苑囿で天子が期門・伏飛を率いて巻狩をする様子が歌われているが、その際には弋だけでなく弩も使われたようである。^⑤この弋や弩を操る者は「射士」と呼ばれた。宣帝の神爵元年（前六一）、西羌の反乱鎮圧に派遣された軍団の中には、羽林孤兒などの騎兵とともに、募に応じた「伏飛の射士」の一隊が見える。^⑥少なめに見積っても数千点にのぼる各種弓類——中にはよほどの豪の者でもなければ引けないような強い弩もあった——と、矢や弾丸を取めた未央宮三号建築遺跡は、ここに紹介した少府の伏飛に属する弓矢の倉庫ではないだろうか。もちろんこれは現段階で断定できる問題ではないが、一案として提出しておきたい。

ところで、伏飛の擁する多数の射士は、西羌反乱の鎮圧部隊に加わっていることから明らかなように、軍事力としても機能し得る存在であった。「西都賦」で伏飛の射士は期門の騎士とともに

に巻狩に参加しており、前述のように羽林孤兒で編成された騎士と行動を共にすることもある。伏飛は、「執兵送徒を掌る」期門・羽林の騎士^⑦と同様に、未央宮において天子の直轄親衛部隊としての軍事的役割をも担っていたと考えられる。職業的な射撃手と騎士という組み合わせは、地方の郡における職業軍人としての「材官・騎士」にも通じよう。^⑧未央宮三号建築遺跡出土の骨弭には、「衛尉弩官郎中」という刻記を持ったものもあると伝えられる。^⑨これはこの遺跡が単なる狩猟用具倉庫ではなく、衛尉とともに未央宮防衛にあたる役割を持った武器庫でもあったことを示しているのではないだろうか。そこに、「京師を徼循するを掌る」執金吾の管轄する武庫との相違を見出すことができるかもしれない。

以上、未央宮三号建築遺跡について初步的な検討を試みてきたが、これはいうまでもなく現段階で可能なことに限られている。発掘の詳細とともに大量の刻記の全容が明らかになれば、この遺跡の性格に関する推測の当否が確かめられるだけでなく、ここで詳しく取り上げられなかった各地の工官について、従来とは比べものにならない精度の分析が可能となるに違いない。その日が早く来ることを期待しつつ、筆を擱くことにする。

① 弋射については、四川成都揚子山二号墓出土の有名な画像碑がある。なお、弾弓については、長安城の武庫から弾丸が出土している（本稿

第一章注⑥参照)ので、狩猟だけでなく職闘にも用いられた可能性がある。

② 『漢書』卷一九百官公卿表上

少府、……厥官有……考工室、左弋……十六官令丞。……武帝太初元年、更名考工室為考工、左弋為飲飛、……。飲飛掌弋射、有九丞兩尉。な居延漢簡に「左弋弩力六石廿」(A 35 大湾出土五一〇・三〇、劣八一)という例がある。「左弋」所産の弩の中古品が居延に回されたのかもしれない。

③ 『漢旧儀』下(平津館叢書本)

飲飛具繪織、以射鳧鴈、應給祭祀置酒。每射取得方頭以上、給太官。

④ 『漢書』卷九元帝紀、初元二年(前四七)三月

詔罷黃門乘與狗馬、水衡禁園、宜春下苑、少府飲飛外池(如淳曰、漢儀注、飲飛具繪織、以射鳧鴈、給祭祀。是故有池也)、殿籟池田(晉灼曰、殿籟、射苑也。許慎曰、殿、弋射者所殿也。池田、苑中田也)、飯亭貧民。

⑤ 『文選』卷一班固 西都賦

爾乃期門飲飛、列刃鑽鏃、要訣追蹀。鳥驚触絲、獸駭值鋒。機不虛擄、弦不再控。矢不單殺、中必疊變。馳隨紛紛、矰繳相纏。風毛雨血、灑野蔽天。

⑥ 『漢書』卷八宣帝紀、神爵元年(前六)三月

西羌反。羌三輔、中都官弛刑、及應募飲飛射士、羽林孤兒、胡、越騎、三河、潁川、沛郡、淮陽、汝南材官、金城、隴西、天水、安定、北地、上郡騎士、羌騎、詣金城。夏四月、遣後將軍趙充國、彊弩將軍許延壽擊西羌。

同、卷六九趙充國伝

充國子右曹中郎將卬、將期門飲飛、羽林孤兒、胡、越騎為支兵、至令居。

⑦ 『漢書』卷一九百官公卿表上

郎中令、……武帝太初元年、更名光祿勳。……期門掌執兵送從。武帝建元三年初置、比郎、無員、多至千人。有僕射、秩比千石。……羽林掌送從、次期門。武帝太初元年初置、名曰建章營騎。後更名羽林騎。又取從軍死事之子孫養羽林、官教以五兵、号曰羽林孤兒。羽林有令丞。宣帝中郎將、騎都尉監羽林、秩二千石。

⑧ 大庭脩「材質攷——漢代の兵制の一斑について——」(龍谷史壇三六一九五二)参照。

⑨ 「はじめに」注②に引いた榎山報告参照。

図版出典一覧

図1 中国社会科学院考古研究所漢城工作隊「漢長安城未央宮第三号建築遺址発掘簡報」『考古』一九八九年一期、図1

図2-1 同、図版六-4

2 同、図版六-2

図3 林巴奈夫編『漢代の文物』(京都大学人文科学研究所 一九七六)挿図10-52

図4-1 中国科学院考古研究所『長沙発掘報告』(科学出版社 一九五七)図版二七-3

2・3 河北省文化局文物工作隊「燕下都第二三号遺址発掘報告」『考古』一九六五年二期、図6-2・4

4・5 山東省淄博市博物館「西漢齊王墓隨葬器物坑」『考古学報』一九八五年二期、図30-2・19

6 陝西省考古研究所・始皇陵秦俑考古発掘隊「秦始皇帝陵兵馬俑坑 一号坑発掘報告 一九七四—一九八四」(文物出版社 一九八八)図一四四-5

(滋賀大学教育学部講師)